



舞鶴市地方公会計財務書類概要

— 一般会計等概要 —

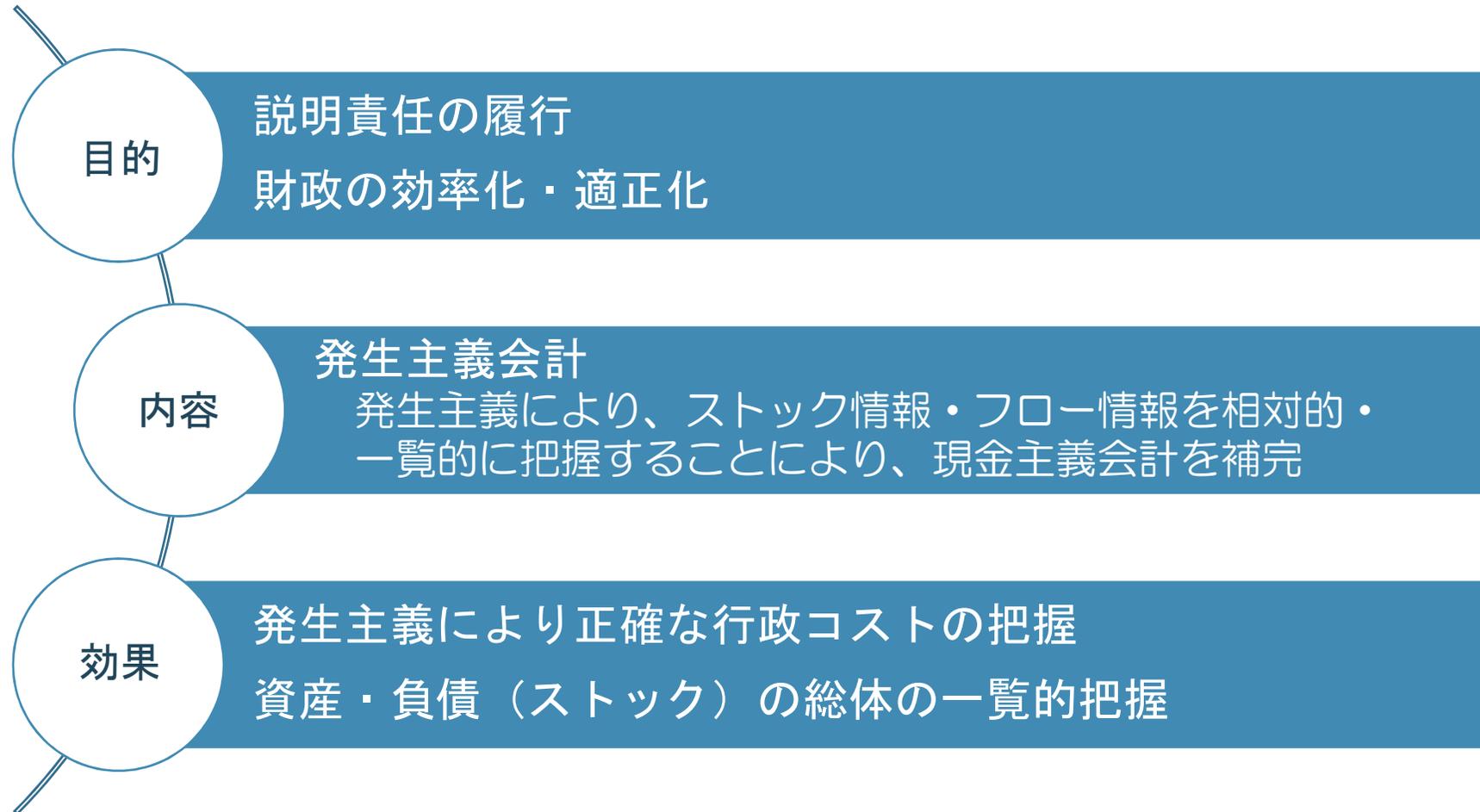
平成29年度

目次

地方公会計整備の意義	—————	3
財務書類の対象となる会計	—————	4
財務書類の相互関係	—————	5
財務4表	—————	6

※ 当資料は、一般会計等に係る財務書類及び分析資料を作成しております。

地方公会計整備の意義



※総務省公表資料より

財務書類の対象となる会計

財務書類の対象となる会計は、下記の区分で、一般会計による一般会計等財務書類、そこに特別会計・公営企業会計を追加したものを全体財務書類、さらに一部事務組合、第三セクターを追加したものを連結財務書類として作成を行っています。

一般会計等															
全体会計															
連結会計															
一般会計	特別会計				公営企業会計		一部事務組合				第三セクター				
一般会計	国民健康保険特別会計	貯木事業会計	駐車場事業会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計	水道事業会計	病院事業会計	京都府自治会館管理組合	京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合	京都府後期高齢者医療広域連合	京都地方税機構	舞鶴市土地開発公社	(公社) 舞鶴市花と緑の公社	(一財) 舞鶴勤労者福祉センター協議会	(公社) 舞鶴市文化事業団

財務書類の相互関係

財務4表はそれぞれの表と繋がっており、下記の通り相互関係があります。

資金収支計算書

業務活動収支
投資活動収支
財務活動収支
前年度末残高
本年度末残高

+本年度末歳計外現金

貸借対照表

資産	負債
(現金預金)	純資産

純資産変動計算書

前年度末残高
純行政コスト
財源
固定資産等の変動
本年度末残高

行政コスト計算書

経常費用
経常収益
臨時損失
臨時利益
純行政コスト

貸借対照表とは

B/S

資産	負債
	純資産

B/S (Balance sheet)

3つの要素を集めて自治体の財産がどのような状態なのかを明らかにする表。

資産とは・・・一定時点における総資産の運用形態を

示すもの（建物、現金）⇒持ち物リスト

負債とは・・・他人から調達した資本で弁済義務のあるもの

（地方債、退職手当引当金）⇒借物リスト

純資産とは・・・資産から負債を控除した正味の資産をいい、

自治体の活動により獲得された余剰の蓄積

残高を示すもの

舞鶴市貸借対照表

(百万円)

固定資産

市民サービスを提供するために保有する資産で長期に渡って保有する予定の資産です。インフラ資産の道路や河川の所有が多くを占めています。

流動資産

将来、現金として行政サービスに使用し、1年以内に換金可能な資産が対象です。
このうち財政調整基金が多くを占めており、経済事情の変動や災害等予期せぬ事態に備えて積み立てを行っています。

資産

固定資産	177,620
事業用資産	58,848
インフラ資産	107,533
物品	693
基金	7,149
その他	3,397

流動資産	4,261
現金預金	547
基金	3,449
その他	265

負債

固定負債	39,400
地方債	33,119
退職手当引当金	6,238
その他	43

流動負債	3,887
1年内償還予定地方債	3,238
その他	649

純資産

固定資産形成分	181,195
余剰分(不足分) △	42,601

負債

将来世代が負担する部分です。
地方債等将来的に返済が必要なもののうち、1年以内に返済が必要なものについては流動負債に計上されます。

純資産

過去及び現世代が負担してきた部分です。
固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源の蓄積です。
余剰分(不足分)は、消費可能な資源の蓄積です。

行政コスト計算書とは



P / L (*profit and loss statement*)

行政コスト計算書は、一会計期間において、
資産形成に結びつかない経常的な行政活動に
係る**費用**（経常的な費用）と、その行政活動と
直接の対価性のある使用料・手数料などの**収益**
（経常的な収益）を**対比させた財務書類**。

経常的な費用と収益の差額によって、地方公共
団体の一会計期間中の行政活動のうち、
資産形成に結びつかない経常的な活動について
税収等でまかなうべき行政コスト（純経常行政
コスト）が明らかにされる。

舞鶴市行政コスト計算書

(百万円)

経常費用

費用のうち業務費用及び移転費用は経常費用と呼ばれ、毎年度経常的に発生する費用です。そのうち発生主義ならではの支出のない費用である減価償却費等も含まれています。減価償却とは一時的な支出を耐用年数に応じて分割して費用化することをいいます。

臨時損失

臨時的に発生する費用であり、建物等の除却や売却により発生した損失や、災害復旧事業費等が含まれています。

費用

業務費用	21,478
人件費	6,939
物件費	6,723
減価償却費	6,536
その他	1,280
移転費用	13,754
補助金等	3,797
社会保障給付	6,108
他会計への繰出金	3,842
その他	7
臨時損失	310
資産除売却損	299
その他	11

収益

経常収益	1,081
使用料及び手数料	611
その他	470
臨時利益	54
	54
純行政コスト	△ 34,407

経常収益

毎年度経常的に発生する収益であり、使用料等地方公共団体が一定の活動により財又はサービスを提供する場合に、その対価として徴収しているものです。

臨時利益

臨時的に発生する収益であり、資産を売却し、得た収益等が含まれています。

純行政コスト

費用から収益をさし引いた残りが純行政コストとなります。純資産変動計算書と連動します。

純資産変動計算書とは

N/W

前年度末純資産残高
純行政コスト
財源
固定資産等の変動
その他の変動
本年度末純資産残高

N/W (*Net Worth statement*)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを示す財務書類。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県等支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになる。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因がわかる。

舞鶴市純資産変動計算書

(百万円)

純行政コスト

行政コスト計算書の純行政コストより数字が記載されます。

財源

住民から集めた税金や、国、府より集めた補助金が集計されています。これを基に住民へのサービスを行うために発生した行政コストや固定資産の買換え等を賄っています。

その他の変動

調査による判明や寄付等があった場合、その他の変動に計上されます。

前年度末純資産残高

144,325

固定資産形成分 187,026
余剰分(不足分) Δ42,701

純行政コスト

Δ 34,406

財源

税収等 20,376

国県等補助金 8,280

固定資産等の変動

0

固定資産形成分 Δ5,849
余剰分(不足分) 5,849

その他の変動

19

本年度末純資産残高

138,594

固定資産形成分 181,195
余剰分(不足分) Δ42,601

前年度末純資産残高

過去又は現世代が税負担し、市の財産として積み上げてきた資産や、余剰分の累積です。

固定資産等の変動

固定資産の取得や、売却又は、基金の増減等がここで集計されます。固定資産の取得等があった場合、余剰分のキャッシュを使って、固定資産形成分の固定資産を取得します。つまり余剰分より対象額が減少し、固定資産形成分が増加となることから金額は常に同額になります。

本年度末純資産残高

この金額がBSの純資産に計上されます。

資金収支計算書とは

C/F

前年度末資金残高	業務支出
業務収入	臨時支出
臨時収入	投資活動支出
投資活動収入	財務活動支出
財務活動収入	本年度末資金残高

C/F (Cash Flow)

キャッシュ（現金）、フロー（流れ）

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュフロー計算書とも呼ばれる。

現金の収入から支出を差し引いたものが本年度末資金残高として導き出される。

行政コスト計算書は発生主義で計上されており、減価償却費等支出のない費用が組み込まれていることからキャッシュの流れはより重要になる。

舞鶴市資金収支計算書

(百万円)



